

安全・衛生 JOURNAL

安全・衛生 — じゃーなる

161
2019.7

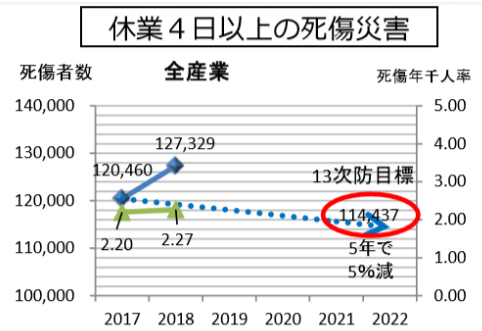
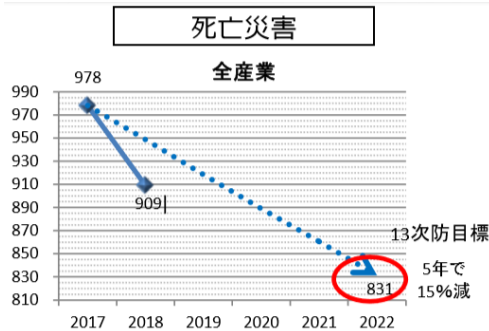
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル5F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：緑川 義昭



2018年の労働災害発生状況！

死亡者数は過去最少も、死傷者数は増加傾向！

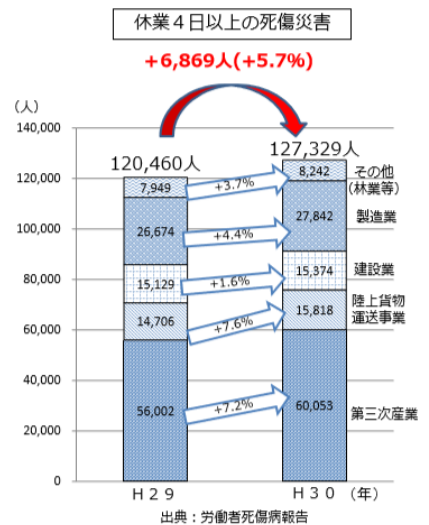
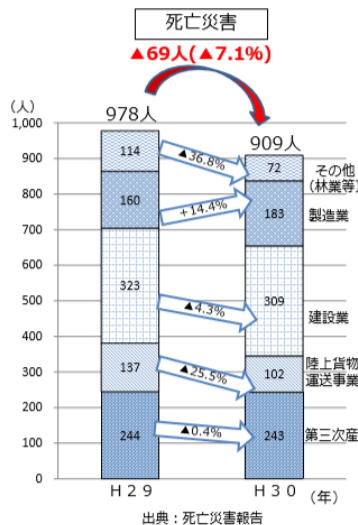
厚労省は5月、2018年の労働災害発生状況を公表しました。2018年は、労働災害の減少に向け5力年毎に取り組みの見直しや重点化を図る第13次労働災害防止計画（2018～2022年度）の初年度にあたり、右図のように2022年度までに対2017年度比として、死亡者数は20%削減、4日以上休業した死傷者数については5%減の到達目標を掲げています。



2018年の死亡者数

については前年比69人7.1%減の909人で過去最少となりましたが、一方で死傷者数は前年比6869人5.7%増の127329人となり、むしろ増加し、歯止めがかかっていない状況にあります。

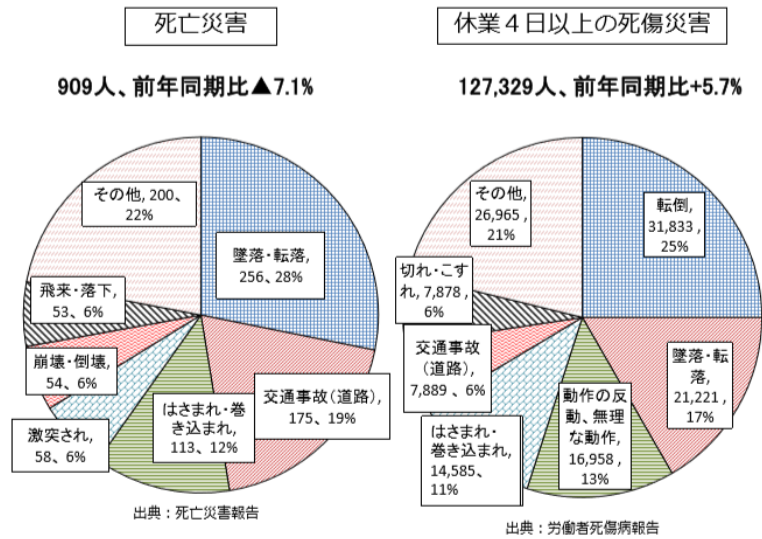
死亡災害を業種別で見ると、建設業が309人と圧倒的に多くなっていますが、前年比では14人4.3%減となっています。陸上貨物運送事業は35人25.5%減と大幅に減少し、第三次産業についても1人0.4%減と微減するなど、ほとんどの業種において減少していますが、製造業では23人24.4%増と逆に増加に転じています。その要因として、厚労省は「はさまれ・巻き込まれ」や「墜落・転落」事故が依然として多い上に、化学工業等での災害が増加したと報告しています。



死傷災害では、ほとんどの業種において増加し、第三次産業では最多の60053人で前年比4051人7.2%増と急増しています。陸上貨物運送事業も1112人7.4%増と大幅に増加し、死亡者数が減った製造業においても1168人4.4%増となっています。この他、小売業が14947人で1066人7.7%増、社会福祉施設9545人で807人9.2%増、飲食店5015人で294人6.2%増など、第13次労働災害防止計画のすべての重点業種において増加しています。

死亡災害を型別に見ると、高所からの「転落・墜落」が256人28%と全体の4分の1以上を占め、次に

「交通事故」175人19%、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」113人12%と続いています。これら上位3類型で発生件数の約6割を占めていますが、前年と比べると軒並み減少しています。建設業では、「転落・墜落」が近年横ばいで推移してはいるものの、44%と最も多く全体の4割以上を占めています。また、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が3割以上、陸上貨物運送業では「交通事故」が4割以上を占め、最多となっています。いずれの業種においても「転落・墜落」「はさまれ・巻き込まれ」は多く発生してはいるものの、業種ごとに死亡災害の型別は特徴があり、業種と死亡災害の要因とは密接に関連していることから、要因を分析し、具体的対策を講じることが重要です。



一方、休業4日以上之死傷災害の型別では、「転倒」災害が圧倒的に多くて31883人（25%）と全体の4分の1を占め、全産業において前年を上回り、前年比10%以上の増加となっています。転倒を月別に見ると1月から3月、12月の冬季に集中し、年齢・男女別は60歳以上の女性が25.7%と多くを占めると報告されています。腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による災害も16958人（13%）と多く、上位を占めているのが死傷災害の特徴となっていますが、「転落・墜落」（17%）、「はさまれ・巻き込まれ」（11%）、「交通事故」（6%）も多く、死亡災害と類似しています。

北海道の死亡者数は、2016年、2017年と2年連続全国ワースト1でしたが、2018年は63人と前年比18人22.2%減、小売業や社会福祉施設、農業や水産業など「その他の事業」も18人で、13人41.9%減と大幅に減少しています。最も多い業種は建設業で17人でしたが、前年比6人28.4%減と激減しています。一方で、製造業は11人で前年より3人増、陸上貨物運送事業も11人で1人増となり、建設業が減少し、製造業が増加した状況は全国と同じです。死亡災害の型別では、「墜落・転落」16人、「交通事故」12人、「はさまれ・巻き込まれ」11人の順に多く、これも全国と同様の傾向を示しています。

2018年北海道の死傷者数は、6836人で前年比160人（2.4%）増と微増し、むしろ増加しています。業種別では、第三次産業が2961人と圧倒的に多く、前年比111人（3.9%）増と増加し、製造業1202人で増減は見られないものの、依然と災害件数は多い状況にあります。この他、建設業966人で87人9.9%増、陸上貨物運送業839人で3人0.4%増、社会福祉施設616人で19人3.2%増と増加しています。

死傷者数の型別では、転倒が1909人と最も多く、次いで墜落・転落1100人、腰痛など「動作の反動・無理な動作」969人、はさまれ・巻き込まれ792人と続き、全国と同様の傾向となっています。

働き方改革関連法が施行され、働き方が見直されてきていますが、産業構想の変化や労働の流動化にともなう教育や研修の不備、人手不足による業務過多や長時間労働、労働力の高齢化など、労働災害の要因を払拭するため、さらに法整備をすすめる、行政をはじめ関係機関等が効果的な施策や取り組みを推進するよう求めていく必要があります。職場では、安全衛生委員会等で労災の現状や職場状況を把握するとともに目標や計画を立案し、労働安全衛生マネジメントシステムやリスクアセスメントの推進や定着、労災防止の見える化など、具体的な活動や取り組みをすすめることが大切です。同時に、教育や研修の充実など、職場の安全衛生意識の醸成や向上を図ることが重要と考えます。



2018年度 過労死等の労災補償状況！ 精神障害に関する請求件数は過去最多！

厚生労働省は6月、2018年度「過労死等の労災補償状況」について公表しました。過労死等の労災補償状況とは、過重な仕事の原因で発症した脳・心疾患による死亡、仕事による強いストレスが原因で発症した精神障害による自殺、または脳・心疾患や精神障害の状況について、「労災請求件数」、業務上疾病と認定された「労災認定件数」、労災保険給付を決定した「労災支給決定件数」などを1年に1回とりまとめ、公表しているものです。この公表は、脳・心疾患の認定基準の改正を機に2001年度の状況からとりまとめを行い、2002年より始めています。

2018年度の脳・心疾患に関する請求件数は、877件で前年度比37件増加しています。一方、支給決定件数については238件で前年度比15件減少し、うち死亡件数は82件で、10件減少しています。請求件数が増加している一方で、支給件数は減少するという、相反する結果となっています。

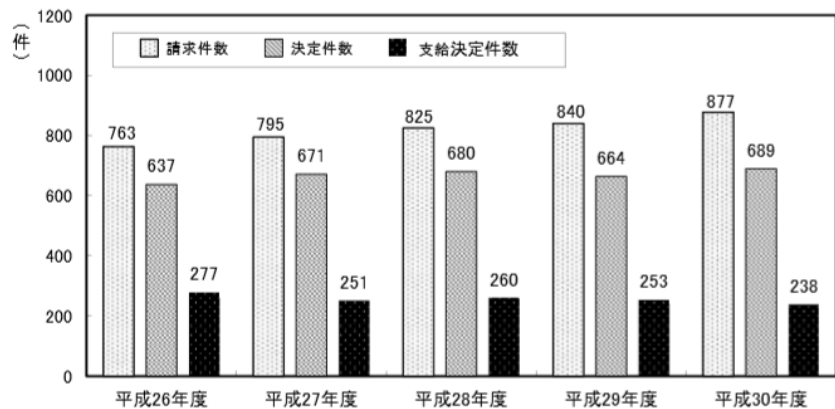
業種別では、請求件数が最も多いのは「運輸業・郵便業」で197件、次いで「卸売業・小売業」111件、「製造業」105件と続いています。支給決定件数では、「運輸業・郵便業」94件、「宿泊業・飲食サービス業」32件、「製造業」28件の順に多く、「運輸・郵便業」の中でも「道路貨物運送業」が請求件数145件、支給決定件数83件と突出して多い状況となっています。

年齢別では、請求件数が最も多いのが「50～59歳」で297件、「60歳以上」267件、「40～49歳」246件と続きます。これらを合わせると810件と全体の9割以上にものぼり、40代の働き盛りからはじまり高齢層で脳・心疾患が多く発症していることがわかります。

時間外労働時間別では、支給決定件数は評価期間1ヶ月では、「100～120時間」が41件で最も多くなっています。評価期間2～6ヶ月における1ヶ月平均では「80～100時間」が85件と最多で、長時間労働の長期化が脳・心疾患発症の大きな要因と考えられますが、一方で、こうした結果は、脳・心疾患の過労死認定基準と密接に関連し、基準に満たないと認めないなど容易に認定しない現行の仕組みと大きく関係していると考えます。北海道の脳・心疾患の請求件数については、31人（死亡11人）、支給決定件数は13人（死亡7人）となっています。

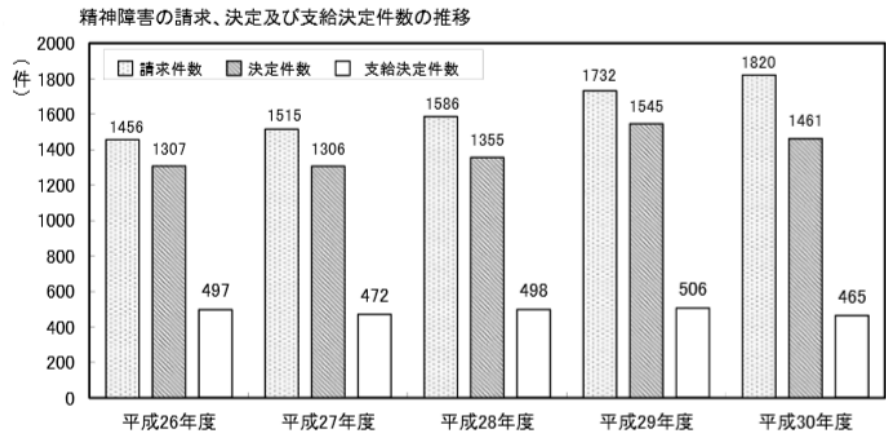
精神障害に関する請求件数は、1820件と前年比88件増となり6年連続更新し続け、過去最多です。そのうち未遂を含む自殺の件数は、200件で前年比21減となっています。支給決定件数については、465件で前年比41減、うち未遂を含む自殺については22件減の76件となっはいますが、脳・心疾患と同じように請求件数が増加する一方で支給決定件数については減少するという結果になっています。

脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



業種別では、請求件数は「医療・福祉」が320件と最多で、そのうち女性が240人と7割以上を占めています。「医療・福祉」の中でも「社会保険・社会福祉・介護事業」が192件と最も多くなっており、約3分の2を占めています。「医療・福祉」の次は、「製造業」302件、「卸売業・小売業」256件と続きます。

支給決定件数については、「製造業」82件、「医療・福祉」70件、「卸売業・小売業」68件、「運輸・郵便業」51件の順となっています。業種をさらに細分類すると「郵便業・郵便業」の中の「道路貨物運送業」の支給決定件数が37件と最多で、脳・心疾患の請求件数でも最多であったことを考え合わせると、過酷な労働環境が要因となって、脳・心疾患や精神障害が多発していると推察できます。



年齢別では、請求件数は「40～49歳」が最多で597件、「30～39歳」491件、「20～29歳」332件と、働き盛りを中心に脳・心疾患とは逆に若年層に多く見られ、請求件数全体の約8割を占めています。請求件数に占める自殺者の割合は、「40～49歳」が69人で約11%、「30～39歳」が42人で約9%、「20～29歳」は50人で約15%を占め、若年層ほど自殺するケースが多くなっています。支給決定件数では、請求件数と同じように「40～49歳」145件、「30～39歳」122件、「20～29歳」93件の順に多くっており、全体の8割を占めています。しかし、自殺に至ったケースでの支給決定件数は76件に止まり、6割以上が支給決定されていない状況にあります。

時間外労働時間別では、時間外労働を1ヶ月平均で20時間刻みで分類し、請求件数が最も多かったのが「20時間未満」で82件、次は「100～120時間」で61件と、この2つが突出して多く見られました。この他、過労死認定基準といわれる2～6ヶ月の1月平均「80～100時間」は30件、160時間以上も35件の請求がありますが、「20～40時間」や「40～60時間」など、いずれの時間外労働においても30件前後の請求で大差はなく、時間外労働が少なくても精神障害が発症するということが物語っています。

出来事別の支給決定件数では、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」と「ひどい嫌がらせ・いじめ、又は暴行を受けた」がともに69件と最多で、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」が56件、「1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った」が45件で、「重度の病気や怪我をした」も36件あります。最近の傾向としてパワハラやセクハラが目立ち、セクハラを含めると102件で全体の2割を占めます。また、自殺に至ったケースでは、「仕事内容・仕事量の変化」、「80時間以上の時間外労働」がともに14件と過重な労働負荷が大きな要因となっています。また、北海道の精神障害の請求件数は、自殺12件を含め80件で、支給決定件数は20件（自殺3件）となっています。支給決定件数の割合は、全国の4%強を占めています。

このように過労死等の労災補償状況の背景には、過重な労働や長時間労働、職場での対人関係などが大きく影響しています。したがって、労働組合や職場の安全衛生委員会等で職場環境はどのようになっているかなどの実態を把握し、労使交渉の強化や安全衛生委員会等の機能を強化・活性化するなどして、事業者に対し、安全配慮義務の履行を求め、職場環境の改善を図っていくことが重要です。合わせて、実効ある働き方改革関連法の改正や、過労死等防止大綱で労働行政機関等における対策や過労死等防止対策の数値目標が明記されていることから、関係機関に具体的かつ実効ある対策を求めていく必要があります。